

私の

# 育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分(多胎出産の場合は18か月分)の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

No.

29

## 復帰時に夫に育休を バトンタッチ! その結果…?

女性会員(64期)

2018年の5月に長男を出産し、私にとっては2度目の産休・育休の取得となりました。今回、1度目と大きく違ったことは、私が合計8か月の産休・育休を取得した後、夫も7か月の育休を取得したということです。1人目のときにも夫は積極的に育児に取り組んでいましたが、「仕事をしながらでは『育児』の本当の当事者になり切れないから」という理由で長期の育休取得という選択に至ったようでした。

夫の育休取得の際には、勤め先から嫌味を言われるなど苦勞もありましたが、そのような苦勞については家庭内で気が済むまで話すことで乗り切りました(当事者である夫の方が「まだまだ世の中そんなもの」と諦めがついていたように思います)。余談ですが、地方自治体のサービスとして、母親たちに対しては「妊娠・出産に伴う種々の苦勞についてほかの妊婦とざっくばらんに話す機会」などが提供されますが、父親たちにとってはそのようなサポートがほとんどない、という点が興味深かったです。

夫とはもともと、家事も育児も半分ずつ分担していたので、夫の育休中は安心して子供のことを任せて、仕事に完全復帰することができました。もっとも、2度の育休の経験から、一日中子供と向き合っただけで大変さは身に染みて理解していたので、仕事の時間以外は、夫が子供から離れて過ごせる時間を作るよう工夫したり、週末は積極的に外に出て人と会うように促したり、

できる限りのサポートができるよう心掛けました。

今回、夫婦が両方育休を取得したことで、お互いの立場での負担感や子供たちとの関わり方についての理解が深まり、双方が支え合う気持ちが強まったように感じています。また機会があれば次も2人で育休を取得したいね、と話しており、家族にとっては貴重な時間でした。

No.

30

## 共働き家庭での 仕事と育児の両立

男性会員(65期)

私の家庭の場合、妻と共働きであるため、2歳の長男を保育園に預けて、妻と分担して送迎をしています。

送迎について、夫と妻のそれぞれの分担日を固定することで、裁判の日程及び各種打ち合わせ等の弁護士業務の予定と調整がしやすくなりました。具体的には、私は妻と話し合っ、送迎の担当を月曜と金曜というように固定しましたので、裁判所との日程調整の際も、当該曜日を外して調整するというような形でできるだけ業務に支障が出ないようにしております。

正直なところ、弁護士としての業務量は育児期間以前よりも落ちておりますが、このようにすることで、私の仕事にも影響がでることなく、共働き家庭での仕事と育児の両立ということをなんとか達成しております。

前述のとおり、子供はまだ2歳ですので、小学校入学までの4年程度はこのように仕事と育児との両立を図っていくことになろうかと思っています。

